

浜松市戦没者遺家族等活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戦没死者及び戦災死者の霊を慰め、遺家族の福利増進及び会員間相互の親睦を図るため、浜松遺族会、浜北遺族会、舞阪町遺族会、雄踏町遺族会、浜松いなさ遺族会、細江町遺族会、三ヶ日町遺族会、水窪町遺族会、龍山町遺族会及び春野町遺族会(以下「各遺族会」という。)浜松市戦災遺族会(以下「戦災遺族会」という。)が実施する事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、各遺族会及び戦災遺族会(以下「遺家族等団体」という。)が行う事業のうち、別表に定める経費とする。ただし、交際費、食料費並びに慶弔費は対象外とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する事業に要した経費の2分の1以内とする。

2 各遺族会に対する補助金の額は、各遺族会相互の均衡を図るため、予算の範囲内で補助金の額を調整することができるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする遺家族等団体は、次に定める書類を別に通知する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 補助対象事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)

(交付の決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(交付の変更申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定後に申請内容を変更しようとする遺族等団体は、速やかに次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付変更申請書(第4号様式)
- (2) 補助対象事業変更計画書
- (3) 変更収支予算書

(変更決定の通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の変更申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更交付決定通知書（第 5 号様式）により通知する。

(実績の報告)

第 8 条 交付決定通知を受けた遺家族等団体は、事業が完了した日から 10 日以内に、次に定める書類により、市長に実績報告をしなければならない。

- (1) 補助事業完了報告書（第 6 号様式）
- (2) 収支決算書

(額の確定の通知)

第 9 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金確定通知書（第 7 号様式）により通知する。

(請求の手続)

第 10 条 遺家族等団体は、前条の補助金確定通知書を受領した日から 10 日以内に、請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払いの申請)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、概算払を必要とする遺家族等団体は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金概算払い承認申請書（第 9 号様式）
 - (2) 資金計画書（第 10 号様式）
- 2 市長は、概算払いの申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、概算払い承認決定通知書（第 11 号様式）により通知する。

(概算払いの請求手続)

第 12 条 遺家族等団体は、前条の規定により補助金の概算払い承認決定通知書を受領した日から 10 日以内に、請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度から平成 32 年度までの補助金に適用する。

別表

No.	補助対象事業	対象経費
1	総会等開催事業	総会等の開催に要する消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
2	研修会等開催事業	研修会等の開催に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
3	追悼式開催費 宗教的式典は除く	事業実施に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
4	女性部活動促進事業	女性部の活動に要する旅費、消耗品費、負担金
5	処遇改善事業	衆参両議院議員会館等での処遇改善陳情活動に要する旅費、賃借料
6	遺族大会開催事業	遺族大会の開催に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
7	会報作成事業	会報作成に要する旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
8	資料調査事業	戦災に関する資料の収集、作成に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
9	老父母福祉対策事業	88歳以上の老父母妻に対する慶祝事業に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
10	遺族相談事業	遺族相談に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
11	語り部、慰問事業	語り部活動、慰問に要する報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

浜松市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名

補助金交付申請書

下記のとおり、浜松市戦没者遺家族等活動費補助金を交付されたく申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的・内容
- 2 補助事業の経費の配分・経費の使用方法
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法
- 4 その他

暴力団排除に関する誓約書

浜松市戦没者遺家族等活動費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日申請のあった浜松市戦没者遺家族等活動費補助金として、下記のとおり決定いたします。

記

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業を中止し、又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助金事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 6 規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

平成 年 月 日

浜松市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名

変更交付申請書

平成 年 月 日付、浜松市指令第 号により交付決定を受けた浜松市戦没者遺家族等活動費補助金について、事業計画を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後に交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法
- 4 その他

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

変更交付決定通知書

平成 年 月 日付で変更申請のあった浜松市戦没者遺家族等活動費補助金について、平成 年 月 日付、浜松市指令第 号にて助成決定を下記のとおり変更決定いたします。

記

金額		百	拾	万	千	百	拾	円

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業を中止し、又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助金事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 6 規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

平成 年 月 日

浜松市長

住所又は所在地
報告者 氏名又は名称
代表者氏名

補助事業完了報告書

平成 年 月 日付浜松市指令第 号に係る事業が、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 完了の年月日
- 2 事業の内容・成果
- 3 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金
- 4 補助金交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

第7号様式

浜健福第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金確定通知書

平成 年 月 日付、補助事業完了報告書を審査の結果、下記金額を当該事業に対する補助金として確定いたします。

記

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---

請 求 書

金 額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、

支 払 方 法	直接払	口 座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 当座預金 支店 支所 普通預金	第 号
------------	-----	------------	--------------------	--------------------------	-----

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

浜 松 市 長

住所又は
所在地
氏 名

金額欄はゴム印又はタイプで記載してください。

請求番号は必ず記入してください。

請求番号

平成 年 月 日

浜松市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名

補助金概算払い承認申請書

平成 年 月 日付、浜松市指令第 号により交付決定を受けた浜松市戦没者遺家族等活動費補助金について、下記のとおり概算払い願いたく申請いたします。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払いを必要とする金額
- 3 概算払いを必要とする期日

様

浜松市長

概算払い承認決定通知書

平成 年 月 日付で 第 号により提出のあった浜松市戦没者遺家族等活動費補助金の概算払い承認申請について、下記のとおり概算払いすることを決定いたします。

記

1 承認の内容

(1) 金額 金 円

(2) 時期

2 交付の条件